

第1章 総則**第1条**

この規定は、教職員の共通認識のもと本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が安全に・自主的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、家庭や地域との協力を得ながら取り組むものであり、保護者に周知する。

第2章 校内生活に関すること～学校生活に適した活動や学習ができるために～**第1条 服装については、次のように定める。****(1) 制服**

- ・ 男子 冬 規定の上着、下に白色カッターシャツまたはポロシャツ・紺色のズボンまたは半ズボン
夏 白色カッターシャツまたはポロシャツ・紺色のズボンまたは半ズボン
- ・ 女子 冬 規定の上着、下に白色ブラウスまたはポロシャツ・紺色のスカートまたはズボン
夏 白色ブラウスまたはポロシャツ・紺色のスカート

(2) 体操服

- ・ 冬 トレーニングウェア（ジャージ） ・ 夏 白色の半袖シャツ
ブルーの長袖、長ズボン ブルーのクォーターかハーフパンツ（ラインなし）

(3) くつ

運動に適した運動靴

(4) その他

- ① 帽子～男女とも規定の黄色キャップ帽子 ② 名札～制服またはポロシャツの左胸に規定の名札をつける
- ③ シューズはクッション性のよいもの。（色は特に定めない。）

第2条 安全なくらしについては、次のように定める。

- (1) ろうかや階段は、右側を歩く。
- (2) 防火設備やAEDなどには、さわらない。
- (3) プールに用事があるときには、必ず届け出る。
- (4) グランドのフェンスの外へは出ない。

第3条 生活のきまりについては、次のように定める。

- (1) チャイムの合図を守る。（3分前行動）
- (2) 友だちに対して暴力をふるわない。暴力行為が発生した時は事実確認をし、保護者に連絡する。
- (3) 欠席、遅刻の時は、学校に8時15分までに連絡をしてもらう。
- (4) 校内盗難が発生した場合は、事実確認の後、関係の保護者に連絡し対応する。場合によっては、関係の保護者に学校へきていただき今後の指導について協議する。
- (5) 器物破損の場合は、原則として保護者負担とし、児童を指導する。

第4条 学習道具については、次のように定める。

- (1) 学習に必要なものは持ってこない。持って来た場合は、いったん取り上げ、下校の時持ち帰らせる。
- (2) シャープペンシルは持ってこない。持ってきた時は、いったん取り上げ、下校の時持ち帰らせる。

第3章 校外生活に関すること～自分の命を大切にし、社会ルールを身につけるために～**第1条 交通のきまりについては、次のように定める。**

- (1) 道路の横断 左右をよく見て、手をあげてわたる。とびだしをしない。横断歩道のあるところをわたる。
- (2) 踏み切りのわたり方 左右をよく見てわたる。踏み切りでないところをわたらない。
- (3) 自転車の乗り方 ヘルメットを着用する。左側を通行する。暗くなって乗るときはライトをつける。
二人乗りをしない。

第2条 遊びのきまりについては、次のように定める。

- (1) 危ない場所で遊ばない。（車の多い所、線路近く、池、がけ・・）
- (2) 危ない遊びをしない。（火遊び、モデルガンなど）
- (3) 出かける時には、おうちの人に行き先と帰る時刻を言って出る。
- (4) 知らない人についていけない。
- (5) 子どもだけで、用事がないのにお店に行かない。
- (6) お金や品物の貸し借りはしない。
- (7) 帰宅時刻を守る。・3月～10月 午後6時 ・11月～2月 午後5時

第3条 問題行動については、次のように定める。

- (1) 万引き等の問題行動が発生したときは、関係機関と連絡を取り事実確認をし、保護者に連絡し指導を協議する。